

別添
1

○文部科学省令第十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

大学設置基準等の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の三」に改める。

第一章中第二条の二の次に次の一条を加える。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によ

りその職務が行われるよう留意するものとする。

第四十一条中「処理する」を「遂行する」に改める。

第五十四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(高等専門学校設置基準の一部改正)

第二条 高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

第一章中第三条の二の次に次の一条を加える。

(教員と事務職員等の連携及び協働)

第三条の三 高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該高等専門学校の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

(大学院設置基準の一部改正)

第三条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の次に次の一条を加える。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第一条の四 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第三十九条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第十五条において準用する同省令第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

第四十二条中「処理する」を「遂行する」に改める。

(短期大学設置基準の一部改正)

第四条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の三」に改める。

第一章中第二条の二の次に次の一条を加える。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第二条の三 短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第三十四条中「処理する」を「遂行する」に改める。

第四十七条第四項に次のただし書を加える。

ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第五条 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第十四条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

第三十九条第四項に次のただし書を加える。

ただし、第二十八条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。